

一、労働時間短縮ノ件從來十二時間ヲ十時間トス
 二、日給一圓八十錢ノコト
 三、勘定ハ毎月之ヲシ翌月十日迄ニ支拂フコト
 四、飯場家賃ハ考慮スルコト
 五、労働時間短縮ノ件從來十二時間ヲ十時間トス

財團法人協調會大阪支所

ニテ賣捌ク日用品モ他店ヨリ高價ノモノアルタメ彼等ハ工事請負者タル日本工業所ニ飯場頭ヲ通ジ屢々賃銀値上等ニ就キテ申込ミタルモ拒絶サレ居タルガ爲メ遂ニ既報ノ如ク（八月九日第一八〇一〇）嘆願書ヲ提出シタガ之レモ同日拒絶サレタ結果遂ニ七日ヨリ罷業ニ入り居タルガ去ル十一日鮮人代表藤子赫濟外三名ハ午前十一時頃神戸市中山手通一丁目工業所ヲ訪問シ支配人西村田太郎ト會見シ左ノ條件ニテ解決セリ

解決條件

- 一、日給一圓八十錢ノコト
- 二、勘定ハ毎月之ヲシ翌月十日迄ニ支拂フコト
- 三、會社供給ノ食料品値段段公定ノ件ハ（有馬、神戸、山出ノ物價值段ヲ平均シタルモノニヨルコト）
- 四、飯場家賃ハ考慮スルコト
- 五、労働時間短縮ノ件從來十二時間ヲ十時間トス